

議案第 25 号

令和 6 年度木曽広域連合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度木曽広域連合の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 5 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 9 7 3, 3 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提 出 木 曽 広 域 連 合 長 原 久仁男

令和 6 年 月 日 決 木 曽 広 域 連 合 議 会 議 長 下 出 謙 介

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金		574,793	1,255	576,048
	1 負担金	574,793	1,255	576,048
歳 入	合 計	3,972,088	1,255	3,973,343

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		100,662	1,255	101,917
	1 総務管理費	82,164	1,255	83,419
2 保険給付費		3,494,945	0	3,494,945
	4 高額介護サービス諸費	84,418	0	84,418
歳 出	合 計	3,972,088	1,255	3,973,343

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び負担金	574,793	1,255	576,048
歳入合計	3,972,088	1,255	3,973,343

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	100,662	1,255	101,917	0	0	0	1,255
2 保険給付費	3,494,945	0	3,494,945	0	0	0	0
歳出合計	3,972,088	1,255	3,973,343	0	0	0	1,255

2 歳 入

(款) 2 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1町村負担金	574,793	1,255	576,048	1町村負担金	1,255	・ 介護保険一般事務費 1,255
計	574,793	1,255	576,048			

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳	節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1一般管理費	82,164	1,255	83,419				1,255	2 給 料	1,045	人件費 1,887 02 給料 1,045 ・ 一般職給料 1,045 03 職員手当等 733 ・ 期末手当 289 ・ 勤勉手当 244 ・ 寒冷地手当 54 ・ 退職手当負担金 146 04 共済費 109 ・ 共済組合負担金 106 ・ 職員互助会負担金 3 介護保険一般管理費 1,602 13 使用料及び賃借料 1,602 ・ 介護保険システム借上料 1,602 派遣職員負担金 970 18 負担金補助及び交付金 970 ・ 派遣職員負担金 970
								3 職員手当等	733	
								4 共 済 費	109	
								13 使用料及び賃借料	1,602	
								18 負担金補助及び交付金	970	
計	82,164	1,255	83,419				1,255			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳	節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出	県 金	地 方 債				
1高額介護サービス費	77,154	300	76,854				300	18 負担金補助及び交付金	300	高額介護サービス事業 18 負担金補助及び交付金 ・ 負担金
2高額医療合算介護サービス費	7,264	300	7,564				300	18 負担金補助及び交付金	300	高額医療合算介護サービス事業 18 負担金補助及び交付金 ・ 負担金
計	84,418	0	84,418							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減額事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	1,045	制度改正に伴う増減分	1,045	給与改定に伴う増	1,045
		その他の増減分	0		
職員手当	733	制度改正に伴う増減分	717	給与改定に伴う増	717
		その他の増減分	16	諸手当調整	16

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

		一般行政職
補正後	平均給料月額 (円)	284,389
	平均給与月額 (円)	322,931
	平均年齢 (歳)	36.8
補正前	平均給料月額 (円)	269,875
	平均給与月額 (円)	308,417
	平均年齢 (歳)	36.2

イ 初任給

区 分	学 歴	一 般 行 政 職 (円)	行政職給料 (一) (円)
補正後	高 校 卒	188,000	188,000
	短 大 卒	204,400	204,400
	大 学 卒	220,000	220,000
補正前	高 校 卒	166,600	166,600
	短 大 卒	179,100	179,100
	大 学 卒	196,200	196,200

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	一 級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補正後	1 級	2	33.3
	2 級	0	0.0
	3 級	3	50.0
	4 級	0	0.0
	5 級	1	16.7
	6 級	0	0.0
	計	6	100.0
補正前	1 級	2	33.3
	2 級	0	0.0
	3 級	3	50.0
	4 級	0	0.0
	5 級	1	16.7
	6 級	0	0.0
	計	6	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一般行政職	主 事	主 任	係 主 長 査	課長補佐 係 長	課 長 課長補佐	課 長	課 長

エ 昇給

区 分			合 計	代 表 的 な 職 種 一般行政職	
補 正 後	職 員 数 (A)		(人)	6	6
	昇給にかかる職員数(B)		(人)	6	6
	号給数別内訳	2 号給	(人)		0
		3 号給	(人)	1	1
		4 号給	(人)	5	5
		6 号給	(人)		
		8 号給	(人)		
比率 (B)／(A)			(%)	100.0%	100.0%
補 正 前	職 員 数 (A)		(人)	6	6
	昇給にかかる職員数(B)		(人)	6	6
	号給数別内訳	2 号給	(人)		0
		3 号給	(人)	1	1
		4 号給	(人)	5	5
		6 号給	(人)		
		8 号給	(人)		
比率 (B)／(A)			(%)	100.0%	100.0%

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支 給 率 (月 分)	職務の級等による 加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.250	2.350	4.600	有	
補 正 前	2.250	2.250	4.500	有	
国 の 制 度	2.250	2.350	4.600	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	退 職 時 特別昇給	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)		長野県市町村総合事務組合
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)		

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種
給料総額に対する比率 (%)		
支給対象職員の比率(補正後) (%)		
代表的な特殊勤務手当の名称 (%)		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
管理職手当	異	役職により定額
住居手当	同	
休日給手当	同	
宿日直手当	同	

区 分	国の制度との異同	差異の内容
通勤手当	同	
時間外勤務手当	同	
夜間勤務手当	同	
寒冷地手当	同	

令和6年度木曾広域連合分担金・負担金(第3号)補正額

介護保険特別会計

負担金

単位:千円

目	町村負担金			負 担 金 合 計
節	町村負担金			
区分 町村	介護保険給付費	介護保険一般事務費	介護保険一般事務費 (過年度分)	
木 曾 町		459		459
上 松 町		205		205
南 木 曾 町		196		196
木 祖 村		148		148
王 滝 村		70		70
大 桑 村		177		177
合 計	0	1,255	0	1,255